



令和7年12月22日

富士見市長 星野光弘様

富士見市特別職報酬等審議会
会長 大久保 勇次

特別職の期末手当の改定に関する意見について（回答）

令和7年12月22日付け富職第1220号にて依頼のありました標記の件について、次のとおり回答します。

回 答 書

令和7年12月22日付けで本審議会に依頼のありました特別職の期末手当の改定について、厳正、公平な立場に立って慎重に検討し審議を重ねた結果、次のとおりの措置が適当との結論を得ましたので回答します。

1 審議における結論

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数（割合）の改定にあたっては、人事院勧告に基づき国家公務員の一般職の期末・勤勉手当の支給月数が年間0.05月分引き上げられる状況を勘案し、一般職に準じて支給月数を引き上げることを基本に考えるが、議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の支給月数については県内他市と差が生じていることから、段階的に県内他市との差を解消していくため、0.1月引き上げることが望ましい。

よって、議会の議員については年4.35月に、市長、副市長及び教育長については年4.2月に、それぞれ令和8年4月1日から改定するものとする。

なお、今後の支給月数の改定については、人事院勧告及び市の財政状況等を踏まえ引き続き検討することとするが、県内他市の支給月数と差が生じていることから、段階的に県内他市との支給月数の差を解消していくことが課題であると考えている。